

財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省、令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 望月 義夫

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年<sup>財務省、厚生労働省、</sup>農林水産省、経済産業省、令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「、可能な限り飼料」を「可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって肥料の原材料として利用することができるものについては可能な限り肥料」に改める。

第七条第三項中「これ」を「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）並びにこれら」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。